

「感震ブレーカー」を

設置して地震による「通電火災」を防ぎましょう！

申請期間：令和4年4月1日(金)～令和5年1月27日(金)

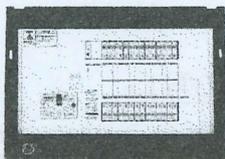
静岡市では、市内の住宅を対象に、地震による停電が復旧したときに発生する「電気火災」を防ぐ「感震ブレーカー」を設置した方へ設置費の一部について助成します。

感震ブレーカーとは

感震ブレーカーは、地震を感知するとブレーカーを自動的に落として電気を遮断します。

分電盤タイプ（内蔵型）

既存の分電盤ごと取り替えて設置する。
分電盤に内蔵されたセンサーが揺れを感知し、ブレーカーを落として電気を遮断する。



約5～8万円
(別途工事費用がかかります)

分電盤タイプ（後付型）

既存の分電盤に追加して取り付ける。
接続されたセンサーが揺れを感知し、ブレーカーを落として電気を遮断する。



約2万円
(別途工事費用がかかります)

補助の対象、金額など（住宅は木造、非木造を問いません。1世帯につき1回限りです。）

| 対象者 | 補助率・額 | 対象の感震ブレーカー |
|---|---|---|
| 静岡市内に住宅（既存）を所有 または 居住している個人 (賃貸目的の住宅への設置は、 当該住宅の居住者のみ) | 感震ブレーカーの購入及び設置に必要な経費（税込）の 2/3以内 (補助限度額は25,000円) | 分電盤タイプであって、一般社団法人日本配線システム工業会の感電機能付住宅用分電盤の規格で定める構造及び機能を有するもの (電気工事を伴います。) |
| 静岡市内に住宅（一戸建住宅に限る）を新築する個人 | 一律10,000円 | ※コンセントタイプ、簡易タイプは、補助の対象ではありません。 |

◇静岡海岸の堤防嵩上げ工事に伴う自転車道等通行止めについて◇

令和4年3月までに中島地区から下島地区までの堤防嵩上げが完了したことから、中島浄化センター前の堤防嵩上げ L=40m分の未整備区間について、令和4年5月より工事を行う予定です。この工事により静岡清水自転車道線及び海岸管理道路が中島浄化センター付近で令和4年5月より通行止となります。(国)150号の案内表示に従い迂回をお願いします。(通行止予定期間 令和4年5月～令和4年12月) また、現在工事中の浜川水門付近と大谷地区も引き続き通行止となりますので、ご協力をお願いします。迂回路については、改めて現地に表示してお知らせを行います。



自転車道通行止です。
(国)150号等への迂回をお願いします。



自転車道通行止です。
久能街道等への迂回をお願いします。

静岡県静岡土木事務所
問合せ先:工事第1課
(TEL 054-286-9331)



New Public Engineering for SHIZUOKA

いっしょに、未来の地域づくり。

静岡県交通基盤部